

障害福祉サービスの報酬改定等
に関する緊急提案

令和5年10月
東京都福祉局

－ 目次 －

提案の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

提案1 大都市の実情等に応じた報酬の見直し

- ① 大都市の実情に応じた報酬の見直しについて・・・・・・・・・・ 3
- ② 物価高騰を反映した報酬の見直しについて・・・・・・・・・・ 5

提案2 介護職員等の処遇改善

- ③ 障害福祉サービス等における人材の確保・育成・定着について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

提案3 高齢・重度化等への対応

- ④ 共同生活援助の重度対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ⑤ 短期入所の報酬単価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ⑥ 共同生活援助における居宅介護等の利用について・・・・・・・・ 11
- ⑦ 就労継続支援B型の報酬単価等について・・・・・・・・・・ 12
- ⑧ 障害児通所支援に係る報酬単価について・・・・・・・・・・ 14

提案4 サービスの安定供給と質の向上

- ⑨ 放課後等デイサービスの報酬単価等について・・・・・・・・・・ 16
- ⑩ 訪問系サービスの報酬単価について・・・・・・・・・・ 17
- ⑪ 計画相談・障害児相談支援の報酬単価等について・・・・・・・・ 18

提案5 新たなサービス等の適正な報酬設定

- ⑫ 共同生活援助の新たなサービス類型について・・・・・・・・・・ 19
- ⑬ 児童発達支援センターの地域の中核的な施設としての役割に
かかる報酬単価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

提案の趣旨

令和3年4月の報酬改定では、サービスの適正実施等の観点から所要の見直しが行われた。

また、処遇改善については、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が令和4年2月から実施され、令和4年10月からは福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に引き継がれた。

しかし、様々な業種で人材の獲得競争が激化する中、適切な報酬の設定がなされなければ人材が他の業種に流出する恐れがある。特に、人件費や物件費については、東京のような大都市において高い傾向が顕著であり、質の高いサービスを提供していくためには、恒久財源である報酬に適切に地域差を反映させ、必要な人材が確保されることが重要である。

一方、障害者（児）が身近な地域で安心して暮らしていくためには、障害者の高齢化・重度化及び医療的ケアのニーズへの対応や強度行動障害を有する障害者（児）等への支援等の更なる充実が必要である。

質の高い福祉サービスの提供のためには、人材を安定的に確保していくことが必要不可欠であるが、障害福祉分野においても、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が極めて難しい状況にある。

国において現在障害福祉サービス報酬改定の検討が進められているが、本緊急提案の内容を検討材料として改定等において配慮いただくよう、強く要望する。

提案1 大都市の実情等に応じた報酬の見直し

①大都市の実情に応じた報酬の見直しについて

地域区分について、大都市の実情に応じた上乘せ割合となるよう改善を図るとともに、地域の実態を正確に反映できる仕組みとすること。

【理由】

障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額であることが地域区分において考慮されていない。

同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠く。

これらのことから、地域区分については、大都市の実情に応じた上乘せ割合となるよう改善を図るとともに、地域の実態を正確に反映できる仕組みとすべきである。

●表 1 : 一般労働者（常勤労働者）の賃金額の地域差

	東京都（A）	全国（B）	比率（C = A ÷ B）
きまって支給する現金給与額	405.0 千円	340.1 千円	119.1%
所定内給与額	375.5 千円	311.8 千円	120.4%

資料：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査（産業計）」

●表 2 : 消費者物価・地価・家賃の地域差

	東京都区部 （1級地）	名古屋市 （3級地）	大阪市 （2級地）	福岡市 （5級地）	青森市 （その他）
消費者物価指数 （全国：100）	105.5	99.2	100.3	97.8	98.1
住宅地平均価格 （/㎡）	665,300 円	201,300 円	254,300 円	196,300 円	33,200 円
家賃（民営借家） （/坪・月額）	8,806 円	4,680 円	5,746 円	4,233 円	3,163 円

資料：総務省「令和4年平均消費者物価地域差指数（総合）」

国土交通省「令和5年地価公示」

総務省「小売物価統計調査（動向編）令和4年」

※地域区分における上乗せ割合では、消費者物価・地価・家賃等の項目は考慮されていない。

（1単位の単価 = 10円 + 10円 × 各サービスの人件費割合 × 各地域区分の上乗せ割合）

●表 3 : 同一地域区分内の地価・家賃の格差

	東京都府中市 （3級地）	名古屋市 （3級地）	埼玉県さいたま市 （3級地）
住宅地平均価格 （/㎡）	307,500 円	201,300 円	222,100 円
家賃（民営借家） （/坪・月額）	7,393 円	4,680 円	5,353 円

資料：国土交通省「令和5年地価公示」

総務省「小売物価統計調査（動向編）令和4年」

②物価高騰を反映した報酬の見直しについて

現下の物価高騰の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、適切に報酬単価の見直しを図ること。

【理由】

現下の物価高騰については、令和3年4月に改定された現行の報酬には反映されておらず、障害福祉サービス等の事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。

このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとしており、制度的な対応が必要である。

よって、現下の物価高騰の影響も踏まえ、障害福祉サービス等の事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、報酬に適切に反映されたい。

提案2 介護職員等の処遇改善

③障害福祉サービス等における人材の確保・育成・定着について

障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる報酬とすること。

【理由】

サービス消費やインバウンド需要の回復により経済活動が活発化することが想定され、様々な業種でコロナ禍で手放した人材の獲得競争が激化し、最低賃金の上昇と相まって賃上げの機運が高まることが推測される中、公定価格で運営する障害福祉現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、人材が他の業種に流出するおそれが現実的なものになってきている。

国は、平成24年に福祉・介護職員の処遇改善を目的とした福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、令和4年10月の臨時の報酬改定において、加算額の2/3を福祉・介護職員等の基本給等の引上げに使用することを要件とした「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を設けるなどの対応を行ってきた。

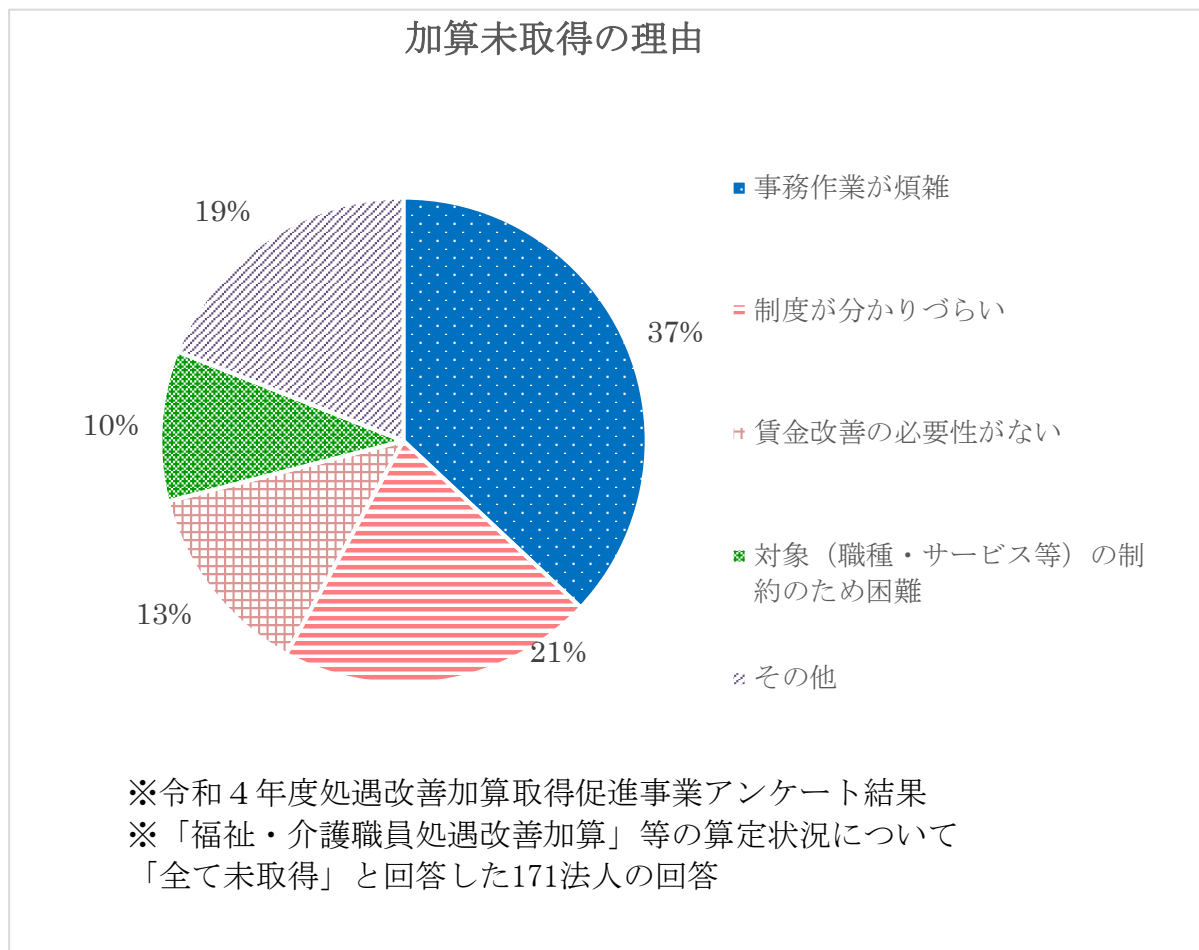
しかしながら、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。また、加算の種類が多岐にわたり、事業者及び自治体の事務負担が大きくなっており、取得に至らない事業者も多い。

よって、福祉・介護職員の処遇改善については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図ることができるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとなされたい。

●表 4：加算取得率（2023年5月22日第28回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料より抜粋）

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
福祉・介護職員処遇改善加算	82.8%	83.1%	84.0%	84.4%	85.3%	86.0%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	54.9%	56.4%	60.3%	60.7%	62.9%	63.6%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	—	—	—	—	—	63.5%

●図 1：処遇改善加算未取得の理由



提案3 高齢・重度化等への対応

④共同生活援助の重度対応について

医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援に対する加算の充実や、報酬の見直しについて、支援体制を適切に評価されたものとする事。

【理由】

国においては、グループホームにおける重度障害者の支援体制を整備するため、令和4年度に行われた「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の結果報告等を踏まえ、日常的な支援体制の整備と支援や受入れの拡充方策の検討が行われている。

重度障害者を適切に受け入れるために、現行より手厚い職員配置を行うとともに、職員に一定の資格要件を課すことによる職員の質の担保や、重度障害者対応の適切な設備配置を行うなど、支援の質の確保に取り組んでいるグループホームが増加している。それら重度対応に取り組むグループホームの運営体制を適切に評価した報酬等の設定が必要である。

⑤短期入所の報酬単価について

短期入所の報酬単価について、支援の実態を反映した適正なものとする。特に、行動障害を有する障害者（児）や重度障害者（児）の受入れが促進されるよう、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）が安心して利用できるよう、加算の充実や報酬単価を必要かつ十分なものにすること。

【理由】

短期入所については、障害支援区分5又は6の利用者が半数以上を占めており、支援の実態を反映した報酬単価としていくことが必要である。一方、定員数が十分ではなく、行動障害を有する者など重度障害者等の受入れは進んでいない。

また、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児（者）の短期入所については、病院等で受け入れるに当たって、医療型短期入所の報酬単価が入院診療報酬に比べて低いため、重症心身障害児（者）が利用できる短期入所事業所は不足している。

●表 5 : 短期入所利用者の状況の推移

	平成 31 年 4 月	令和 5 年 4 月
障害支援区分別利用者数(人)		
区分 6	3,482 (33%)	3,464 (32%)
区分 5	2,041 (20%)	2,026 (19%)
区分 4	1,776 (17%)	1,798 (16%)
区分 3	974 (9%)	988 (9%)
区分 2	491 (5%)	584 (5%)
区分 1	36 (1%)	40 (1%)
区分なし	1,555 (15%)	1,958 (18%)
計	10,355	10,858

※出展：東京都国民健康保健団体連合会の統計調査データ

●表 6 : 短期入所の定員の推移

令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
1,254 人	1,297 人	1,329 人	1,373 人 (見込)

●表 7 : 医療型短期入所の基本報酬と入院診療報酬の比較

医療型短期入所サービス費 (I)	小児入院医療管理料 1
3,010 単位 / 1 人・1 日当たり	4,750 点 / 1 人・1 日当たり

※病院において重症心身障害児等を受け入れた場合の基本報酬に関する最も高い区分による比較であり、いずれも、上記に加えて支援体制等の要件に応じた加算等がある。

⑥共同生活援助における居宅介護等の利用について

共同生活援助(介護サービス包括型)において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和6年3月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。

【理由】

共同生活援助の利用者の重度化及び高齢化は年々進んでいる。重度の障害者が共同生活援助で生活を続けていくために、生活支援員による介護に加えて、状況に応じて居宅介護等を利用することは、より良い支援を受ける上で重要であり、重度障害者に対応した、より手厚い支援を受けられる報酬体系・制度が必要である。

●表 8 : 共同生活援助利用者の状況の推移

	令和2年4月	令和5年4月
年齢別利用者数(人)		
65歳以上	950 (8%)	1,159 (8%)
60歳以上	791 (7%)	1,127 (8%)
50歳以上	2,508 (22%)	3,730 (25%)
40歳以上	2,986 (26%)	3,305 (22%)
30歳以上	2,291 (20%)	2,945 (20%)
20歳以上	1,846 (16%)	2,415 (16%)
20歳未満	155 (1%)	206 (1%)
計	11,527	14,887
障害支援区分別利用者数(人)		
区分6	1,232 (11%)	1,731 (12%)
区分5	1,516 (13%)	2,066 (14%)
区分4	2,363 (21%)	3,159 (21%)
区分3	2,666 (23%)	3,621 (24%)
区分2	2,530 (22%)	3,306 (22%)
区分1	158 (1%)	170 (1%)
区分なし	1,062 (9%)	834 (6%)
計	11,527	14,887

※出展：東京都国民健康保健団体連合会の統計調査データ

⑦就労継続支援B型の報酬単価等について

就労継続支援B型の基本報酬については、事業所の安定的な運営が可能な単価とすること。また、B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。

【理由】

平成30年度報酬改定から、就労継続支援B型事業所の基本報酬の報酬区分では、事業所の工賃向上に向けた取組が適切に評価されるよう「平均工賃月額」に応じた報酬となり、令和3年度報酬改定から、「利用者の就労や生産活動等」への参加をもって一律に評価する報酬体系が追加された。

しかし、就労系サービスでは、社会経済状況や物価高騰等により、生産活動が不安定な状態となる。現在、都内における報酬区分の分布は、「1.5万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約57%を占めるなど、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営も非常に厳しい状態である。

また、就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しい障害者も引き続きサービスを利用している状況にある。

都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」「利用者の出席率・参加率向上」が主な課題として挙げられているが、現在の報酬体系では、実績に結びつかないばかりか、手厚い支援が必要な障害者を受け入れている事業所の支援を評価することが難しい状況である。

●表 9：平均工賃比較等

平均工賃分布状況	令和元年度(848 事業所)	令和 4 年度(906 事業所)
	平均工賃：16,154 円	平均工賃：16,325 円
4 万 5 千円以上	23 事業所(2.7%)	20 事業所(2.4%)
3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満	20 事業所(2.4%)	29 事業所(3.2%)
3 万円以上 3 万 5 千円未満	40 事業所(4.7%)	40 事業所(4.4%)
2 万 5 千円以上 3 万円未満	53 事業所(6.3%)	47 事業所(5.2%)
2 万円以上 2 万 5 千円未満	73 事業所(8.6%)	97 事業所(10.7%)
1 万 5 千円以上 2 万未満	119 事業所(14.0%)	151 事業所(16.7%)
1 万円以上 1 万 5 千円未満	266 事業所(31.4%)	265 事業所(29.2%)
1 万円未満	254 事業所(30.0%)	255 事業所(28.1%)

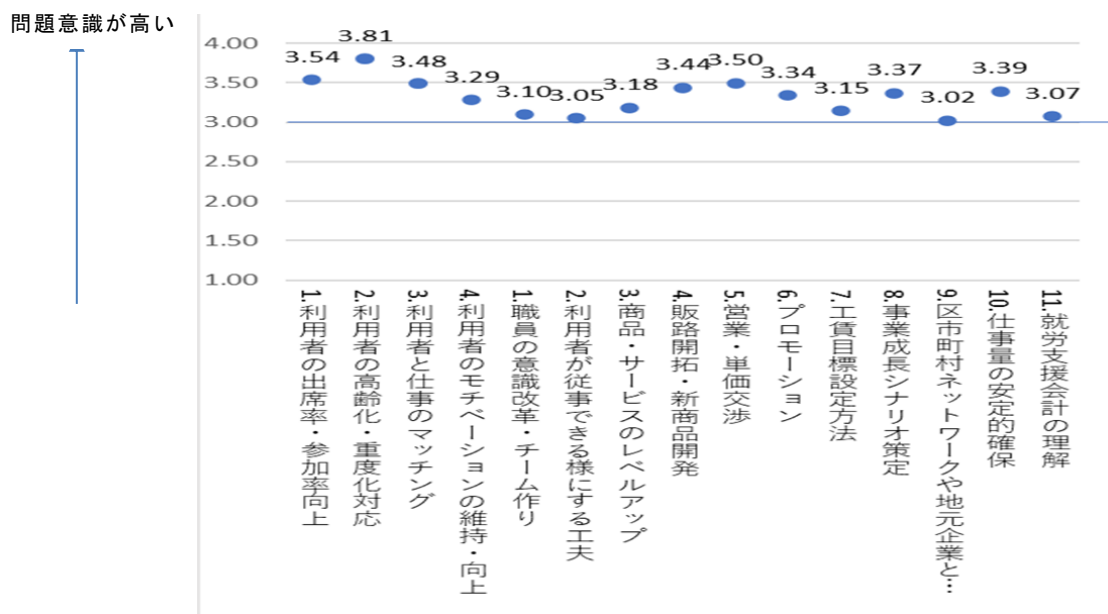
※ 令和 4 年度分は、速報値のため、変動の可能性有

●表 10：令和 4 年度 B 型事業所実態調査

<工賃向上に対する問題意識>

工賃向上に対する問題意識について、1 全くない～5 かなり問題の 5 段階で聞き、その加重平均（最高 5 点・平均 3 点）を比較した。

利用者に関する問題意識で高かったのが「2. 利用者の高齢化・重度化」(3.81pt)であり、利用者の平均年齢の高さや利用者親族の高齢化も伴うものと想定される。



<利用者の高齢化・重度化、利用者の出席率等について生じている問題等>

- ・生産性の低下（利用者が今までできていた作業ができなくなる、そもそも作業できる人数が少ない）
- ・対応できる仕事が少なくなっている
- ・認知症状の出現、体力の低下（立ち仕事ができなくなる等）

⑧障害児通所支援に係る報酬単価について

主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。

また、主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについても、今後の医療的ケア児及び強度行動障害を有する児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう報酬水準の見直しを図ること

【理由】

重症心身障害児（者）や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、専門的知識や経験とともに高い支援技術が求められることから、受け入れられる事業所が増加していない。

また、医療的ケアが必要な重度障害児（者）を受け入れる事業所においては、専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することがあり、安定的な運営がしづらい状況である。

強度行動障害を有する児に対する児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援については、平成 30 年度報酬改定において強度行動障害児支援加算が、令和 3 年度の報酬改定において個別サポート支援加算（Ⅰ）が新設されたが、強度行動障害を有する児の状態が悪化した際には複数の職員による手厚い対応が必要になることから、サービス提供の実態に即した報酬単価に改善すべきである。

●表 1 1 : 障害児通所支援事業所数推移

単位：か所

	平成 24 年 4 月	令和 3 年 4 月	令和 5 年 8 月
児童発達支援	1 1 7	4 8 2 (6 2)	6 9 0 (7 6)
放課後等デイサービス	1 1 9	9 5 8 (7 8)	1 1 7 0 (9 9)

※ () 内の数字は、主として重症心身障害児を受け入れる事業所数

●表 1 2 : 主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所での医療的ケア児受入数

単位：人

	令和 3 年 4 月実績	令和 5 年 6 月実績
児童発達支援	1 0	5 3
放課後等デイサービス (平日)	7	4 8
放課後等デイサービス (休日)	6	2 0

※国民健康保険団体連合会データから抜粋

●表 1 3 : 強度行動障害児支援加算の利用者数

単位：人

	平成 3 0 年 4 月実績	令和 3 年 4 月実績	令和 5 年 6 月実績
児童発達支援	0	0	1
放課後等デイサービス	4 9	1 6 6	2 3 7

※国民健康保険団体連合会データから抜粋

提案4 サービスの安定供給と質の向上

⑨放課後等デイサービスの報酬単価等について

都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。さらに、放課後等デイサービスにおける専門的支援加算については、専門性の確保や人材の確保、それによる質を確保するため、児童福祉事業に5年以上従事した保育士・児童指導員についても対象とすること。

【理由】

国は、令和3年10月、障害児通所支援の在り方検討報告書において、次期報酬改定に向け、人員基準や報酬の在り方を検討することとしているが、都はこれに先立ち、経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を令和4年度から開始している。

放課後等デイサービスについては、令和3年度の報酬改定において、基本報酬が減額となる一方、児童の状態像に応じた指標該当児の割合により決定する報酬区分を廃止するなどの見直しが行われた。

しかし、その際創設された専門的支援加算では、これまで児童指導員等加配加算Ⅱとして認められていた5年を経験した保育士や児童指導員について、放課後等デイサービスでは認められず、不合理な改定により事業者の混乱を招くなど、サービスの質への影響が懸念されたところである。

【都型放課後等デイサービス事業】

○概要

放課後等デイサービス事業所において提供する支援の質の向上を図るため、都が求める以下の要件を実施した事業所に対し、経費の一部を都が補助する。

○要件

- ①放課後等デイサービスガイドラインに定める4つの要件を満たす個別支援計画の作成
- ②基準人員及び加配職員に加え、経験を有するコア職員の配置
- ③利用者の希望により19時までサービスを提供する体制の確保
- ④利用者の希望により送迎できる体制の確保
- ⑤都型放課後等デイサービス事業を実施する事業所間の意見交換の実施
- ⑥保護者による事業所評価の実施
- ⑦第三者評価の受審

⑩訪問系サービスの報酬単価について

居宅介護、重度訪問介護の報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、適正なものとする。

また、入院中の重度訪問介護の利用については、障害支援区分6の者のみを対象としているが、対象者用件を見直すこと。

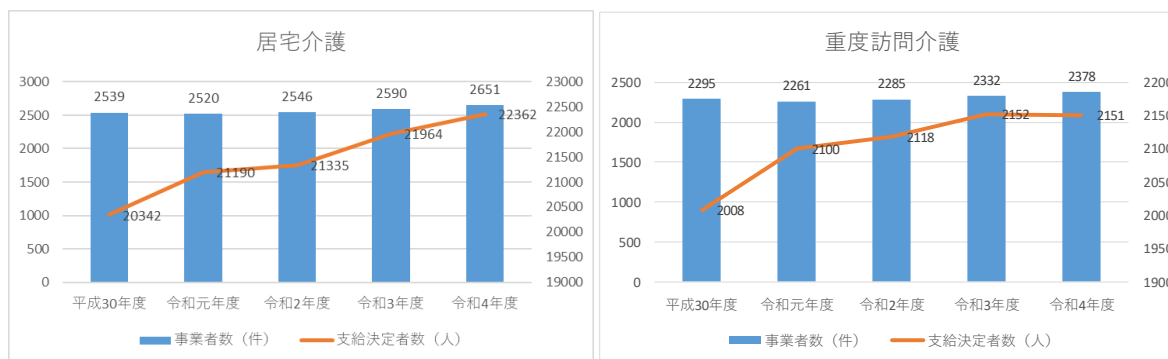
【理由】

訪問系サービスは、障害者の地域での自立を支える最も根幹的なサービスであり、サービス利用は伸びている一方で、居宅介護、重度訪問介護はヘルパーの確保・定着が難しく、事業所数が伸びていない状況である。

特に、重度訪問介護は、比較的長時間にわたりサービスを提供して採算が取れるよう、8時間を区切りとする単価設定とされているが、複数の事業所が短い時間のサービスをつなぐことで支援を行っている例もあることから、3時間程度の支援であっても十分な採算が取れるような報酬設定にする必要がある。

● 図2：訪問系サービスの事業者数・支給決定者数

事業者数と支給決定者数の推移



⑪ 計画相談・障害児相談支援の報酬単価等について

計画相談支援・障害児相談支援については、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談に係る対応や困難事例への対応などを適切に評価するとともに、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備にかかる時間・労力に見合った報酬が得られるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の引上げを行うこと。

【理由】

令和3年度の報酬改定においては、基本報酬区分の創設（相談支援専門員の常勤専従配置数などに応じた特定事業所加算の基本報酬への組込み）や追加（専従相談支援専門員2名以上、うち1名は常勤専従の配置）などの見直しが行われたが、要件が厳しく、新たな基本報酬区分を取得できない事業所が多い。

また、計画決定月やモニタリング対象月以外の業務を評価する加算の創設や拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、制度の改善につながっていない。

計画相談支援・障害児相談支援事業所は、障害があるか分からない状態の方やその家族の相談やサービスの利用を迷っている方への相談対応を行うとともに、困難な事例においては多くの関係者とサービスの利用に向けた事前調整などを行っているが、サービスの利用につながらない場合は報酬が払われなため、これらの対応を評価するよう望む声は多い。

このため、相談支援に係る人材確保や事業が安定的に実施できるよう、報酬体系の見直しや報酬単価を拡充することが必要である。

● 図3：計画支援給付費の算定構造

計画支援給付費算定構造の比較

● 令和2年度

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	報酬単価
サービス利用支援費	—	1462単位
継続サービス利用支援費	—	1211単位
(人員配置に応じて基本報酬に加算)		
特定事業所加算Ⅰ	4名以上(※1)	500単位
特定事業所加算Ⅱ	4名以上(※2)	400単位
特定事業所加算Ⅲ	3名以上	300単位
特定事業所加算Ⅳ	2名以上	150単位

(※1) 4名のうち1名は主任相談支援専門員を配置

(※2) 4名のうち1名は相談支援従事者現任研修修了者を配置

● 令和5年度

報酬区分(サービス利用支援費)	常勤専従の相談支援専門員数	報酬単価
機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	4名以上	1864単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	3名以上	1764単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	2名以上	1672単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	1名以上(※3)	1622単位
サービス利用支援費(Ⅰ)	—	1522単位
サービス利用支援費(Ⅱ)	—	732単位

報酬区分(継続サービス利用支援費)	常勤専従の相談支援専門員数	報酬単価
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	4名以上	1613単位
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	3名以上	1513単位
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	2名以上	1410単位
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1名以上(※3)	1360単位
継続サービス利用支援費(Ⅰ)	—	1260単位
継続サービス利用支援費(Ⅱ)	—	606単位

(※3) 専従の相談支援専門員2名以上配置し、かつ常勤専従が1名以上

提案5 新たなサービス等の適正な報酬設定

⑫共同生活援助の新たなサービス類型について

グループホームから一人暮らし等への移行に向けた支援を行うことを目的とした新たなグループホームのサービス類型について、都が国に先駆けて制度化している単身生活への移行を支援するグループホームと同水準の人員基準等とするとともに、その基準等に対応した適切な報酬設定とすること。

【理由】

国においては、障害者本人が希望する地域生活の実現を推進する観点から、グループホームにおいて、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループホームのサービス類型の創設を検討している。

都では国に先駆けて、グループホームから単身生活への移行を図るための支援を行う通過型グループホームの制度を設けている。グループホームの事業者が一人暮らし等に向けた支援を十分に行うためには、ユニットごとに国家資格を取得している常勤かつ専従の職員を置くなど、都と同水準のきめ細かな人員基準等を定める必要があり、また、事業者が安定した運営を行っていくためには、その人員基準等に対応した適切な報酬設定が必要である。

●表14：都が定める通過型グループホームの指定要件等

※（ ）は精神障害者を主に対象とするグループホーム

指定要件	概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組むことなど
入居定員	1ユニットを基本とし、定員は4人から7人まで
人員基準	○職員等は、専ら当該通過型の職務に従事できる者を充てる ○世話人、代替世話人（及び顧問医）をそれぞれ1名置く（世話人は常勤） ○世話人には常勤の社会福祉士（又は精神保健福祉士等の国家資格を取得している者）を配置
通過型加算	1人当たり日額 926円

●表15：通過型グループホームの設置状況（令和4年度末時点）

	都内グループホーム 全体	左記のうち 通過型グループホーム
ユニット数	2,595ユニット	268ユニット
定員	14,051人	1,566人

⑬ 児童発達支援センターの地域の中核的な施設としての役割にかか
る報酬単価について

児童発達支援センターが担う地域の障害児支援に係る具体的な中核的役割や機能を早急に示すとともに、その役割や機能を十分に果たせるような報酬設定とすること。

【理由】

児童福祉法の改正により、児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的機能を担うことが明記された。

国は、その中核的機能のイメージとして、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」や「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」などを挙げているが、具体的な機能や担うべき業務が明らかになっていない。

改正児童福祉法が施行される令和6年4月から、児童発達支援センターがその中核的役割を果たすためには一定の準備期間が必要であり、現場が混乱しないよう、具体的な機能や担うべき業務の詳細を早急に示すべきである。

また、児童発達支援センターが安定した運営を行っていくためには、その役割や機能に見合った適切な報酬設定が必要である。